

※ 手数料は現金での取り扱いとなります。

令和6年3月14日現在

● 確認申請等手数料

平成21年4月1日改正

	床面積の合計 (A)		確認申請	計画変更	完了検査
建築物	$A \leq 30 \text{ m}^2$		8,000 円	変更部分の床面積の1/2に、増築部分の床面積を加えた面積に該当する左欄の額	14,000 円
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$		14,000 円		18,000 円
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$		21,000 円		23,000 円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$		27,000 円		32,000 円
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$		48,000 円		53,000 円
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$		68,000 円		73,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$		200,000 円		170,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$		320,000 円		270,000 円
	$50,000 \text{ m}^2 < A$		610,000 円	510,000 円	
工作物			11,000 円	6,000 円	12,000 円

※ 建築物を移転する場合、移転に係る部分の床面積の1/2に該当する額。

※ 平成21年3月31日以前に確認申請が提出されている物件の完了検査手数料は、改正前の手数料となります。

- ・ 建築設備を設置する場合の確認申請手数料は12,000円（岩手県のみ取り扱い）
- ・ 一関市は法第97条の2に定める限定特定行政庁であり、取り扱いができる工作物は次のとおりです。

工作物の種類	高さ	取り扱い行政庁
煙突(支枠や支線を含み、ストーブの煙突を除く)	$6\text{m} < H \leq 10\text{m}$	一関市
	$10\text{m} < H$	岩手県
RC造の柱、鉄柱、木柱など（旗ざおを除く）	$15\text{m} < H$	岩手県
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など	$4\text{m} < H \leq 10\text{m}$	一関市
	$10\text{m} < H$	岩手県
高架水槽、サイロ、物見塔など	$8\text{m} < H$	岩手県
擁壁	$2\text{m} < H \leq 3\text{m}$	一関市
	$3\text{m} < H$	岩手県

● 接道認定申請手数料

申請の種類	単位	手数料額	認定に係る主な基準
法第43条第2項第1号の認定	1件につき	27,000 円	建築基準法施行規則第10条の3第3項に規定

※ 認定基準は規則に定められていますが、詳しくは係員にお問い合わせください。

※ 法第43条第2項第2号（接道許可）は、岩手県の取り扱いとなります。

● 仮設建築物等の建築の許可申請手数料

申請の種類	床面積の合計 (A)	手数料額
法第85条第6項の許可、 法第87条の3第6項の許可	$A \leq 100 \text{ m}^2$	70,000 円
	$100 \text{ m}^2 < A$	90,000 円